

公職選挙法 の動き

平成25年～27年版

選挙制度研究会 編

目次

第一章 概説

第一 公職選挙法改正等の概要……………	8
---------------------	---

第二章 公職選挙法改正等の経緯

第一 インターネット選挙運動の解禁の経緯……………	12
第二 成年被後見人の選挙権の回復等のための改正の経緯……………	16
第三 都道府県議会議員の選挙区設定の見直しの経緯……………	19
第四 選挙権年齢等の引き下げ等の改正の経緯……………	26
第五 参議院の定数は正及び二県の区域を区域とする選挙区の設置のための改正の経緯……………	31

第三章 公職選挙法改正等の内容 等

第一 インターネット選挙運動の解禁……………	40
第二 成年被後見人の選挙権の回復等のための改正……………	65
第三 都道府県議会議員の選挙区設定の見直し……………	72
第四 選挙権年齢等の引き下げ等の改正……………	89

第五 参議院の定数は正及び二県の区域を区域とする選挙区の設置のための改正……………96

第四章 関係資料 等

第一 要綱

(一) 公職選挙法の一部を改正する法律案（平成二五年法律第一〇号）要綱【インターネット選挙運動の解禁】……………140

(二) 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正（平成二五年法律第一〇号）要綱【インターネット選挙運動の解禁】……………148

(三) 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第二一号）要綱……………149

(四) 公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二五年政令第一五九号）要綱【成年被後見人の選挙権の回復】……………151

(五) 公職選挙法の一部を改正する法律（平成二五年法律第九三号）要綱【都道府県議会議員の選挙区設定の見直し】……………153

(六) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成二六年政令第二一号）要綱【都道府県議会議員の選挙区設定の見直し】……………155

(七) 公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第四三号）概要【選挙権年齢等の引き下げ等】……………157

(八)	公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六〇号）要綱【参議院選挙制度見直しによる「合区」の設置等】……………	159
(九)	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三一七号）要綱【参議院選挙制度見直しによる「合区」の設置等】……………	166
(十)	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三六七号）要綱【参議院選挙制度見直しによる「合区」の設置等】……………	166
第二 提案理由説明等		
(一)	公職選挙法の一部を改正する法律案提案理由説明（インターネット選挙運動の解禁）……………	174
(二)	公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正の提案理由説明（インターネット選挙運動の解禁）……………	177
(三)	公職選挙法の一部を改正する法律案提案理由説明（成年被後見人の選挙権の回復等）……………	178
(四)	公職選挙法の一部を改正する法律案提案理由説明（都道府県議会議員の選挙区設定の見直し）……………	179
(五)	公職選挙法等の一部を改正する法律案提案理由説明（選挙権年齢等の引き下げ等）……………	182
(六)	公職選挙法の一部を改正する法律案提案理由説明（参議院選挙制度見直しによる「合区」の設置等）……………	184

第三 施行通知

- (一) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（平成二五年四月二六日 総行選第二七号）【インターネット選挙運動の解禁】……………187
- (二) 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行について（平成二五年五月三一日 総行選第四六号）……………200
- (三) 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行に伴う取扱いについて（平成二五年六月三日 総行選第四七号）……………208
- (四) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（平成二五年一月二一日 総行選第一〇八号）【都道府県議会議員の選挙区設定の見直し】……………222
- (五) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行について（平成二六年二月五日 総行選第八号）【都道府県議会議員の選挙区設定の見直し】……………226
- (六) 公職選挙法等の一部を改正する法律の施行について（平成二七年六月一九日 総行選第四二号）【選挙権年齢等の引き下げ等】……………231
- (七) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（平成二七年八月五日 総行選第五九号）【参議院選挙制度見直しによる「合区」の設置等】……………235

第一章 概説

—— 平成二五年以降の公職選挙法改正等の概要

第一 公職選挙法改正等の概要

本書では、次に掲げる平成二五年から平成二七年までの公職選挙法等の改正の内容及び経緯について記述している。

一 インターネット選挙運動の解禁（公職選挙法の一部を改正する法律、平成二五年法律第一〇号、四月二六日公布）

インターネット等の普及に鑑み、議員提案により、インターネット等を利用する方法による選挙運動ができることとする改正が行われた。

また、これに伴い、公職選挙法施行規則の改正も行われている。

二 成年被後見人の選挙権の回復等のための改正（成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律、平成二五年法律第二一号、五月三十一日公布）

従前の公職選挙法の規定では、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないこととされていたが、これを憲法違反とした地裁判決を契機として、議員提案により、この欠格条項を削除すること等を内容とする改正が行われた。

また、これに伴い、公職選挙法施行令、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の改正も行われている。

三 都道府県議会議員の選挙区設定の改正（公職選挙法の一部を改正する法律、平成二五年法律第九三号・二月一日公布）

都道府県議会議員の選挙区について、従前の公職選挙法の規定では、郡市の区域によることとされていたが、郡の存在意義が大きく変質している実情等に鑑み、議員提案により、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにする改正が行われた。また、これに伴い、公職選挙法施行令の改正も行われている。

四 選挙権年齢等の引き下げ等の改正（公職選挙法等の一部を改正する法律、平成二七年法律第四三号・六月一九日公布）

年齢満一八年以上二〇年未満の者が公職の選挙等に参加できることとするため、議員提案により、選挙権年齢を満一八年以上に引き下げること等を内容とする改正が行われた。

五 参議院の定数は正及び二県の区域を区域とする選挙区の設置のための改正（公職選挙法の一部を改正する法律、平成二七年法律第六〇号・八月五日公布）

参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員一人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、議員提案により、各選挙区の定数は正（二〇増一〇減）を行うとともに、二県を合わせた区域の選挙区を設け、この選挙区において行われる選挙を管理執行するため参議

院合同選挙区選挙管理委員会を設置すること等を内容とする改正が行われた。

また、これに伴い、公職選挙法施行令及び同法施行規則の改正も行われている。

第二章 公職選挙法改正等の経緯

第一 インターネット選挙運動の解禁の経緯

一 平成二三年の参議院議員通常選挙までの動き

平成一〇年以降、インターネット普及状況等を踏まえ、各政党においても、インターネットを選挙運動に使用することの検討が行われることとなった。

民主党は、平成一〇年（衆法四三三号）、平成一三年（衆法二五五号）、平成一六年（衆法三二二号）、平成一八年（衆法四〇号）に議員立法による公職選挙法の改正法案を提出していたが、いずれも成立することなく、衆議院の解散等により廃案になった。

自民党は、平成一七年一〇月、党の選挙制度調査会に「インターネットを使った選挙運動に関するワーキング・チーム」（座長・世耕弘成参議院議員）を設けて検討を進め、平成一八年五月に最終報告（案）をとりまとめ、選挙制度調査会に報告したが、法案提出には至らなかった。

今回の改正が行われるまでに各政党の検討の動きが特に顕著であったのは、平成二二年参議院議員通常選挙の直前である。

この年の四月には、当時の野党であった自民党よりインターネット選挙運動の解禁を目的とする公職選挙法改正案（衆法第一八号）が提出された。

また、国会の各党の代表者による協議会も発足し、夏に予定されていた参議院議員通常選挙において、インターネットを選挙運動に利用できることとなるよう協議が重ねられ、法律の改正案がとりまとめられたが、政治的混乱に伴い国会に提出されるには至らなかった。

二 平成二四年一二月の第四六回衆議院議員総選挙後における各党の議論

今回の法改正にあたり、再び各党の議論が活発化したのは、平成二四年一二月の第四六回衆議院議員総選挙後のことである。

平成二四年一二月末、自民党の安倍晋三総裁は、平成二五年の参議院議員通常選挙からインターネットによる選挙運動を解禁したい旨の意向を示した。

年が明けてからは、前記の総選挙により再び与党となった自民党内でも、選挙制度調査会（会長・逢沢一郎衆議院議員）を中心とした議論が活発化し、平成二五年一月二二日には、選挙制度調査会に「インターネットを使った選挙運動に関するPT」（座長・平井たくや衆議院議員）を設置し、以降回を重ねて当該PTを開催しつつ、公明党とも協議を行いながら、インターネット選挙運動解禁に関する案の検討が行われた。

その結果、平成二二年四月に自民党が提出した法案の内容を基本的には踏襲しつつ、候補者・政党等以外の者については電子メールを利用した選挙運動用文書図画の頒布を引き続き解禁しないこととするなど、いくつかの点で従来提出していた法案から内容が修正されることとなった。平成二五年二月一三日には、与党である自民党・公明党が野党全会派に呼びかけ、協議が開始された。三月五日には、参加する各党・会派により確認書への署名がなされ、各党・会派が主体的に参加する形で「インターネット選挙運動等に関する協議会」（以下、第二章第一において「各党協議会」という。）が設置されるとともに、引き続き協議を行うことが合意された。

この一連の各党間協議では、四月末にかけて数回にわたり、与党（自民・公明）案に関する論点整理を中心に、改正内容に関する議論が行われた。

三 公職選挙法改正法案提出から成立まで

三月一日には、民主党・みんなの党が共同して、公職選挙法の一部を改正する法案（衆法第一号）を提出した。

三月一三日には、自民党・公明党・日本維新の会が共同して、与党案を基にした公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法第三号）を提出した。

これらの二つの法律案の主な違いは、以下のとおりである。

- ① 電子メールによる選挙運動ができる者
 - ・ 自民・公明・維新案…候補者・政党等に限る
 - ・ 民主・みんな案 …候補者・政党等に加え、第三者も対象
- ② 選挙運動用ホームページにリンクする政治活動用有料バナー広告の掲載ができる者
 - ・ 自民・公明・維新案…政党等のみ
 - ・ 民主・みんな案 …候補者・政党等

両案については、三月二日に、衆議院・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託され、四月二日、五日及び一日に両案の審議、四月四日に参考人質疑が行われた。

この間、自民党・公明党・日本維新の会と、民主党・みんなの党の間においては、候補者・政

党等以外の選挙運動用電子メールの取り扱い等をめぐって協議が行われた。

自民党・公明党・日本維新の会は、民主党・みんなの党との協議を踏まえ、候補者・政党等以外の選挙運動用電子メール及び公職の候補者に関する有料インターネット広告の取り扱いについて、既に提出していた法案の附則第五条を修正する案を、四月一日の衆議院における委員会審議の後、提出した。

本特別委員会においては、民主・みんな法案が否決されるとともに、自民・公明・維新の修正法案が付託され、全会一致により可決された。また、当該修正法案は、四月一二日に衆議院本会議において全会一致により可決され、参議院に送付された。

参議院においては、四月一八日に政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において自民・公明・維新法案が審議された後、全会一致で可決された。そして、四月一九日に参議院本会議においても全会一致で可決成立された。

なお、衆議院・参議院における委員会審議に際し、法案に附帯決議を付すことが、それぞれ全会一致で決定されたところである。

この法律は、四月二六日に平成二五年法律第一〇号として公布され、公布から一月後の五月二六日から施行された。

そして、第二三回参議院議員通常選挙の公示日である平成二五年七月四日以降に公示・告示される国政選挙・地方選挙について、今回のインターネット等を利用した選挙運動の解禁に係る改正法が適用されることとなったところである。

第二 成年被後見人の選挙権の回復等のための改正の経緯

一 概要

平成二五年三月一四日の東京地裁判決を契機に、与党内で議論が始められ、四月九日に自民党と公明党による「与党 成年被後見人と選挙権に関するPT」が設置され、五月七日に法案要綱と与党案がとりまとめられた。五月九日に与党案が各党に示され、五月一七日に各党の賛同を得て各派共同提案により法律案が衆議院に提出された。その後、五月二一日に衆議院本会議において全会一致で可決、五月二七日に参議院本会議において全会一致で可決・成立した。

二 東京地裁判決

後見開始により成年被後見人となったため、公職選挙法第一一条第一項第一号の規定によって選挙権を行使することができなくなった原告が、国に対し、同規定は憲法第一五条等に違反し無効であると主張して、次回の衆議院議員選挙及び参議院議員選挙において選挙権を有することの確認を求める裁判の判決が、平成二五年三月一四日に東京地方裁判所で言い渡された。

東京地裁判決では、選挙権を行使するに足る能力がない者に選挙権を付与しないとする立法目的自体には合理性はあるが、制度趣旨が異なる成年被後見制度を借用し、成年被後見人から一律に選挙権を剥奪することは、やむを得ない制限とはいえず、憲法の規定に違反し無効であるとされた。

この判決に対し、国は控訴したが、改正法の成立を受け、裁判上の和解により同年七月に訴訟は終結した。

三 与党における議論

与党PTにおいては、各国の様々な立法例が検討されたが、成年被後見人となるかどうかで、選挙権が一律に剥奪されることは合理的でないとの考え方を基本として、成年被後見人の選挙権等の欠格条項を廃止するとともに、これとは別に、選挙の公正確保のために所要の措置が講じられることになった。七月の任期満了に伴う参議院議員通常選挙に改正法が適用されることを目指して、短期間に精力的な検討が進められたところである。

四 国会審議

五月一七日に「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外一〇名提出、衆法第一六号）」が八会派（自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活、社民）の共同提案により衆議院に提出された。

五月二一日の「衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」及び同日の衆議院本会議において全会一致で可決され、参議院に送付された。

五月二七日の「参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」及び同日の参議院本会議において全会一致で可決・成立した。